

1.各審査会において議論等があった(判定に迷った)事例について

資料4

No.	議論となった項目	議論の論点	判断結果
1	認定調査と主治医意見書の内容不一致 (障害高齢者自立度・認知症高齢者の自立度)	認定調査の内容と主治医意見書の内容に大きく差があり適切な審査の実施が困難。	再調査 ※認定調査後に申請者が急変し医療機関に入院しており、認定調査時よりも悪い状態の中、入院先の医師が意見書を記載したことから認定調査の内容と主治医意見書の内容が大きく乖離したものであったことを再調査時に確認した。 再調査時には既に退院しており、入院時の医師ではなく、かかりつけ医が記載した主治医意見書により再度の審査を実施した。
2	認定調査と主治医意見書の内容不一致 (食事摂取・薬の内服)	全盲。特記事項では「施設職員が薬を口に入れて介助している」の記載。食事は選択なし(介助されていない)主治医意見書は「食事全介助」	全盲で他の項目も全般に介助されていること、起き上がりや立位も取れず、慣れた環境でも常に介助を要すると判断し、二次判定で重度変更とした。
3	特定疾病該当の判断 (がん2号)	意見書にがん末期との記載がないため内容を精査	意見書に術後腫瘍残存、増大の可能性、緩和ケア希望等もあり、進行性かつ治療困難な状況とし、特定疾病該当と決定。
4	介護の手間の判断 (施設サービス利用者)	特記事項では移乗について「二人で介護」と記載あるが、なぜ二人での対応が必要かの理由の記載がなく、手間の評価をどのようにするべきか。	他の項目で介護の手間が評価できる記載をもとに二次判定で重度変更とした。
5	前回要介護5、今回一次判定が要介護4の方で4群(精神行動障害)について	・問題行動の頻度や重さ ・介助者が単独か複数か ・痰吸引等の頻度	前回と同様のチューブ抜去が見られる。移乗、移動を介助者2名で行う。痰吸引の頻度高いなど、要介護5となる。
6	退院間もない新規の方、要介護1の状態像について	認知機能低下か不安定か (4群、5群のチェックあり)	退院後の病状変化による介護の手間や退院後の自宅生活を考慮して状態不安定となる。
7	【3-6】今の季節を理解する	選択「1.できる」特記事項「カレンダーを見て面接当日の日にちを確認した上で、現在の季節を正しく答えることができた」と記載があり、「カレンダー等で日にちを確認しなければ答えられないのであれば、「2.できない」が妥当ではないか。	テキストでは「面接調査日の季節を答えること」とあることから、調査当日の日にちを理解しているかどうかは選択基準とはならないとし「1.できる」とした。
8	【5-6】簡単な調理	選択「4.全介助」炊飯は全介助(週5回)電子レンジで加熱はできる(週1～2回)頻度から、全介助を選択。簡単な調理の一部が自立していることから「3.一部介助」が妥当ではないか。	実際の介助と適切な介助を特記事項から判断し、申請者に適切な介助方法の妥当性から判断を行うことから、今回のケースでは選択変更はなしとした。
9	全般	認定有効期間について、区分変更の方、2号保険者(末期がん)の期間を長くするか短くするか判断に迷ったことがあった。	特記事項の内容をもとに話し合いで期間を短縮することとした。

2.認定調査票特記事項等のわかりにくい記載について

No.	特記事項の項目	特記事項の記載内容	左記の場合の適切な記載例
1	【1-5】座位保持	背もたれがなくてもできる。	何の支えも無しに10分程度座位保持ができる。
2	【1-6】両足での立位保持	チェック「3.できない」 特記:介助者が腋下を支える	介助者が後ろから両脇を支える。
3	【1-13】聴力	挨拶等ごく限られたことはまれに返答することがあり聞こえていることから「普通の声がやっと聞き取れる」を選択する。	「普通の声で話すと聞き取りにくい」「普通の声で挨拶して返答する」等声の大きさを記載。
4	【2-5】排尿	自分では清拭できない。	一連の排尿動作はすべて介助されている。
5	【2-7】口腔清潔 【2-8】洗顔 【2-9】整髪	声掛けすることで行うことができる。 「2.一部介助」を選択。	自分で行おうとしないため、促しの声掛けと、行為中の指示、見守りが行われている「2.一部介助」を選択。
6	【3-4】短期記憶 【4-12】ひどい物忘れ 認知症高齢者自立度など	年相応の物忘れ(60代前半や90代後半まで当該フレーズの記載が散見される)	人の名前が出てこない、○年前のことは覚えているが昨日のことは忘れていた、日常生活上対応が必要な○○はない、等具体的に。
7	【3-6】今の季節を理解する	・(6月認定調査時に)「春」と回答し、夏なので「できない」を選択 ・6月調査時で春と答える。	・「暑いけど6月だからまだ春だなあ」と話す。 ・「まだ長袖を着ている」といい、「できる」を選択。 など。(調査員の四季感覚で決めない) ・保険者によって季節の変わり目が異なるため、「春と正答する」「春と誤答する」等の記載。
8	【4-6】大声をだす	チェック「3.ときどきある」 特記:感情的に誰にでも怒鳴る	誰にでも怒鳴り周囲に迷惑をかける。感情の起伏については4-3にて記入。
9	【4-14】自分勝手に行動する	ヘルパーに「こんなものを買ってきて…」と文句を言いヘルパーから苦情がある「ある」を選択	・「～」と文句を言うが本人の感想であり自分勝手な行動とはいえない。「ない」を選択。 ・自分でヘルパーに頼むも「○○」と文句をいい、頼んだことを忘れているもので、自分勝手な行動とはいえないため「ない」とした。
10	第4群全般	定義に規定されている行動はあるが、特に対応せず介護の手間になっていないため、選択しない。	定義に規定されている行動が現れている場合は、頻度に基づき選択し、介護の手間がある場合は、その状況も特記事項に記載する。
11	【5-2】金銭の管理	本人は小遣い程度を所持している。	所持しているだけなのか、使用するなど管理は行っているのかどうかの記載ほしい。
12	【5-3】日常の意思決定	日常の意思決定は特別な場合を除いてできる。	○○はできるが、△△はできない(具体例の記載)
13	【5-4】集団への不適應	テレビの音量を迷惑になる程大きくし、同施設入所者からの苦情になっている。「あり」	集団生活に対する事柄のため特記のみとする(身近な集まりに対する不適應な行動は無し)。選択「ない」
14	障害高齢者の日常生活自立度	日中は寝たり起きたりの生活だが、ベッドから離れて生活するためA2を選択。	○○に介助を要するため。(複数の選択に当てはまるような文にならないよう具体的な状況を記載)

3.介護認定審査委員及び認定調査員に留意してもらいたい事項について

No.	留意事項
1	調査票の申請日と調査日の確認。
2	審査会中に質問が出ることがある。すぐに回答するのが難しい内容のことが多いため、事前に質問としてFAXや電話での問い合わせをするようにしてほしい。
3	ごく稀にだが、個人名(保険者の家族の名前など)が記載されていることがあったため、マスキングで消える部分ではあるが記載しない方が良いと思う。
4	有効期間を延長とする場合において、要介護度の変更がある場合においても「48ヶ月の延長」とする意見が出ることがある。(※要介護度の変更がない場合は48ヶ月の延長が可)当該ケースが最大何ヶ月まで延長可能かどうか、法令等で確認してほしい。
5	調査票の頻度の記載が「時々」や「おおよそ」などあいまいである場合や「一部介助」が選択されていても一連の動作の中のどの部分に介助が必要なのか記載がない場合。
6	「能力」で評価する項目と、「介助の方法」で評価する項目を混在していることがあるため、評価項目に則した選択と特記事項の記載をお願いしたい。
7	選択＝介護の手間、ではないため、選択基準に則した選択をしつつ、二次判定で評価してほしい介護の手間については積極的な記載をお願いしたい。
8	調査員の方には薬、金銭の管理について、「施設であり」「入院中であり」ではなく、なぜそのようにしているかが分かるように特記事項に記載し、認知症高齢者の日常生活自立度等と整合性を図るよう留意していただきたい。
9	審査会委員には、特記事項の記載等について、著しい矛盾点や記載不足とはいえず、一定の信頼性がある場合には基本調査項目の定義に基づき判定を行い、速やかに認定結果を決定するようすすめていただきたい。